

あとで「かけておけば良かった…」とならないために!

業務災害総合保険(ハイパー任意労災)の おすすめ特約

企業ブランドを守るための「おすすめ特約」

賠償金などを
補償する特約

1 通勤中個人賠償責任補償特約

2021年5月1日新設

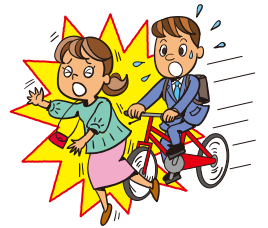
事例 ・従業員が自転車で通勤中に運転を誤り、通行人に衝突してケガをさせた。
・従業員が通勤中の歩きスマホによる事故で、他人にケガをさせた。

おすすめ理由

従業員の事故で社名が報道されたら…
事故を起こした従業員に支払い能力がなければ、自転車通勤を容認した企業に矛先が向くことも考えられます。

おすすめポイント

通勤に起因する偶然な事故による法律上の損害賠償責任を1事故最高3億円まで補償します。



2 特定感染症等対応費用補償特約

2021年5月1日新設

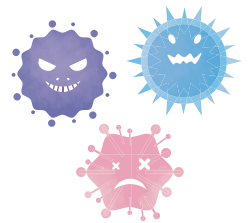
事例 従業員が新型コロナウイルスに感染したことにより、保健所から指示を受け、職場の消毒作業を専門業者に依頼した。

おすすめ理由

事業者には労働者の安全に配慮する義務があります!(労働契約法5条・労働安全衛生法23条・24条)また、お客さまを感染リスクから守らなければなりません!

おすすめポイント

消毒費用や感染者と接触のあった従業員に対するPCR検査費用などに活用することができます。



3 災害付帯費用補償特約

2021年5月1日改定

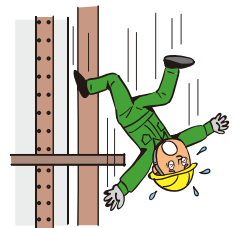
事例 ・労災事故により死亡した従業員の葬儀費用・香典代を負担した。
・代替社員の求人・採用活動で費用が発生した。

おすすめ理由

従業員のご家族の駆けつけ費用(遠方)やマスク対応、事故機械の買い替え費用など、重大な業務災害が発生した場合、その対処には様々な出費がかさみます!

おすすめポイント

死亡補償保険金または後遺障害等級第1級から第7級に相当する後遺障害補償保険金をお支払いする場合に、所定の保険金額をお支払いします。



4 業務災害補償特約 医療費用補償保険金

2021年5月1日改定

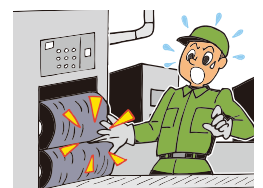
事例 役員が就業中にケガをして、その治療のための治療費や差額ベッド代を負担した(入院中は個室を希望した)。

おすすめ理由

経営者の入院は企業にとって大きなダメージになる場合もあります。携帯電話で仕事の指示、病室内での打ち合わせなど、経営者だからこそ特別な療養環境が必要です。

おすすめポイント

- ・業務上のケガなどにより医師の治療を受けた場合に、公的医療保険制度の一部負担金など治療のために病院に支払った費用や入退院・転院のための交通費などを補償します。
- ・差額ベッド代は1日あたり最高3万円まで選択することができます。



従業員と家族を守るための「おすすめ特約」

治療費などを補償する特約

1 がん通院治療費用支援特約(拡張型)

2021年5月1日改定

事例 肺がん治療として、がん免疫療法薬の投与を月2回、6か月間通院で受けた。

おすすめ理由

がんの治療は「入院」から「通院」へシフトしています!また、長期にわたる抗がん剤治療や先進医療など、治療費が高額になる場合があります。

おすすめポイント

がんの通院治療における公的医療保険制度の一部負担金などを実費で最高300万円、さらに、先進医療費用等は最高500万円まで補償します。「治療と仕事の両立支援」にお役立ていただけます。



2 疾病入院医療費用補償特約(拡張型)

2021年5月1日改定

事例 新型コロナウイルスに感染。比較的症状が重く、PCR検査で陰性判定された後も入院が続いたので、自己負担が発生した。

おすすめ理由

入院1日につき“いくら”の日額補償では、自己負担額をカバーできない場合もあります。

おすすめポイント

- 病気の入院治療における公的医療保険制度の一部負担金などを実費で最高200万円、さらに、先進医療費用等も最高200万円まで補償します。
- 差額ベッド代は1日あたり最高3万円まで選択することができます。



3 業務上疾病休業補償保険金支払特約

2021年5月1日新設

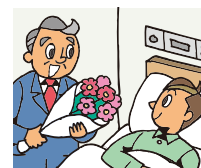
事例 従業員が精神障害(うつ病)を発症し休職。長時間労働が原因であると労災認定を受けた。

おすすめ理由

労災事故はケガだけではありません。休業リスク対策には、業務上疾病による就業不能への備えも必要です。企業防衛の観点からの見舞金としても有効活用できます。

おすすめポイント

業務上疾病休業補償保険金(日額)に加えて、被った業務上疾病が、精神障害・脳血管疾患・虚血性心疾患等だった場合に、従業員に対しては「精神障害等休業補償一時金」を、貴社には「事業主費用等補償保険金」をお支払いします。



4 所得補償保険金支払特約

2020年6月1日新設

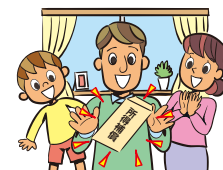
事例 脳梗塞により長期間の入院。退院後は半年間のリハビリ。有給休暇を消化し、収入が減少した。

おすすめ理由

就業不能となった場合、治療費負担と収入減のダブルパンチになる可能性があります。

おすすめポイント

ケガや病気で長期間働けなくなったときの所得を傷病手当金などの給付にかかわらず、定額給付で補償します。



- 各事例は想定される事故例です。
- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは